

自治会町内会長 様
地区連合自治会町内会長 様

防災・危機管理統括本部地域防災課長

地震火災対策事業の啓発訪問の実施について【周知依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、地震火災対策の推進の一環として、感震ブレーカーの設置促進を進めています。

この度、特に延焼火災の危険性の高い重点対策地域において、感震ブレーカーの設置及び地震火災対策の推進を目的として、地域内の住宅を訪問し、横浜市補助事業の一覧をご案内します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 啓発訪問の概要

【訪問期間】令和 8 年 8 月下旬～令和 8 年 11 月末

【訪問対象】大岡 1 丁目、大岡 2 丁目、大岡 3 丁目、庚台、唐沢、山谷、
清水ヶ丘、中村町 1 丁目、中村町 2 丁目、中村町 3 丁目、
西中町 4 丁目、八幡町、伏見町、平楽、南太田 1 丁目、三春台、
若宮町 1 丁目、若宮町 2 丁目、若宮町 3 丁目、若宮町 4 丁目
(約 22,000 戸)

【訪問事業者】株式会社 J P メディアダイレクト（日本郵政グループ）
東京都港区虎ノ門 1-21-17

【案内事業】別添チラシ（2 種類）を参照（※）

【そ の 他】不在時は、再訪問いたします。不在だった場合はチラシを投函いたします。

※南区は追加助成を行っているため、この市版チラシとは金額が異なります。令和 8 年 5 月の区連会議題 6 でご案内した、「横浜市と南区からのお知らせ」と書かれた防災補助制度チラシで金額をご確認ください。

5 防犯対策

- ・南警察署生活安全課に共有済み
- ・訪問事業者は、下記のビブス及びキャップを着用し、横浜市長公印が押印された訪問員証明書を必ず携帯し、提示します。

【イメージ】



地震対策事業 訪問員証明書	
写真	No. : 00001
	事業者名 : 株式会社〇〇
	氏名 : 横浜 太郎
	有効期限 : 令和〇年〇月〇日
上記の者は、市の委託を受け、戸別訪問を実施する訪問員であることを証明する。	
横浜市長 印	

6 お問い合わせ先

(訪問事業に関すること)

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課

電話 045-671-3456

(感震ブレーカーの申請について)

地震火災対策コールセンター 0120-480-002

株式会社アイヴィジット（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業受託事業者）

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、中村
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp



↓ 折り線①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業

株式会社アイヴイシット行

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

→ 折り線④

料金受取人払郵便
豊島局 認
承 6998
差出有効期間
2027年1月
31日まで
(切手不要)

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります！

重点対策地域は **全額補助**！それ以外の地域は **一部補助** します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅の「分電盤」を確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



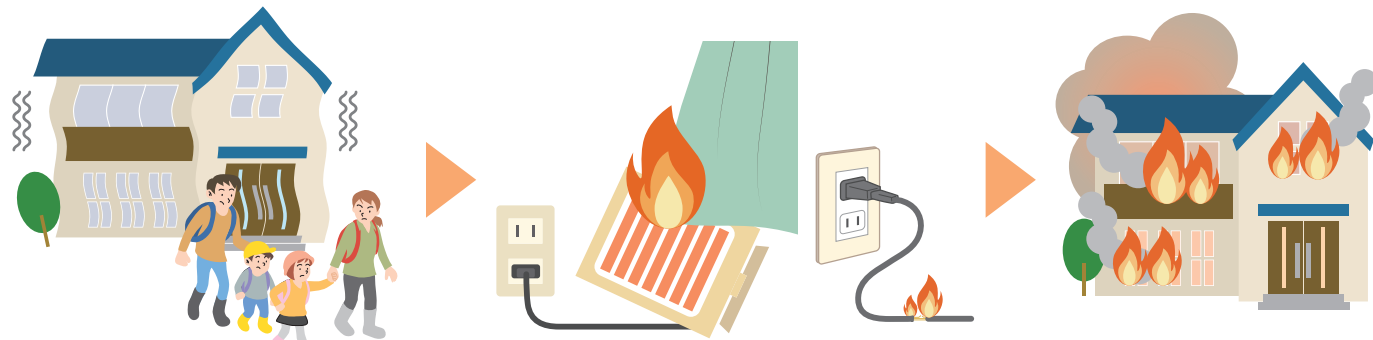
申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



！ 地震発生 停電・避難

！ 電気の復旧 出火

！ 火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。



Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。
(出典：総務省消防庁)



https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!



横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

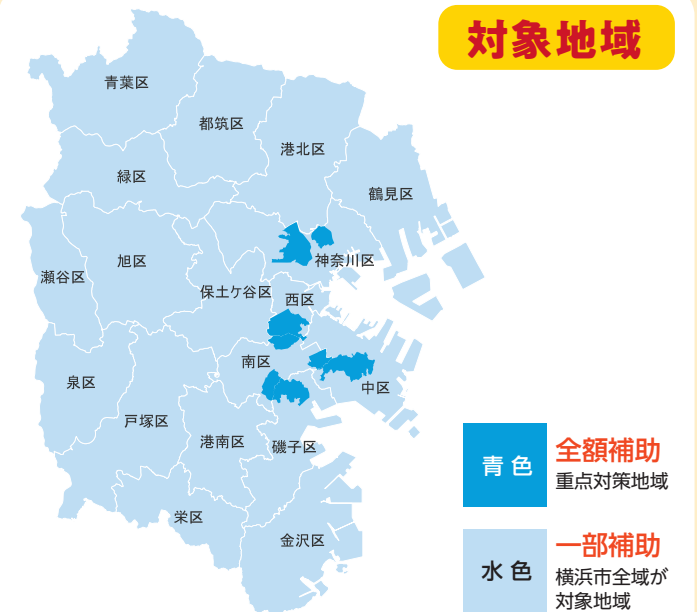
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件（先着順）

対象地域



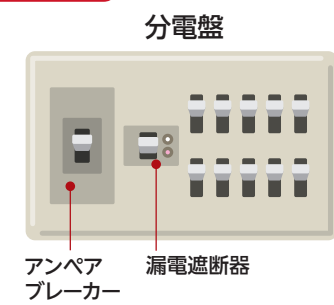
重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 ● 中区	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 ● 磯子区
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 ● 南区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 ● 南区	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 ● 磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目

Step1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？



選ぶのにお困りの際は、
お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、
より詳しくご案内が可能です。

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ること、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器 のみの通電を遮断するタイプ
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	zen 断+ (プラス)	coco 断
写真	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 ※配送のみ、 取付代行不可 製品の詳細は こちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55	感震部：幅 90× 縦 150× 奥行き 55 バンド側：幅 55× 長さ 150× 奥行き 16 ワイヤー長：480	縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 60× 横 50× 奥行き 33	縦 97.7× 横 55.2× 奥行き 32.7
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181
重点対策地域	無償	無償	無償	無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)	申請者負担額 4,400円 (送料・税込)	申請者負担額 2,000円 (送料・税込)	申請者負担額 3,500円 (送料・税込)	申請者負担額 5,800円 (送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器 具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える 台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひも にキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品を コンセントに差し込み、アース線を接続する。または 3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ (青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコン セントに差し込む。本体の LED ランプ (青) の点灯に より正常作動の確認ができる。
遮断までの時間	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後～3分後 (30 秒毎に設定)	揺れを感知した直後
注意点	・ 感震部が傾かないように設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。	・ 感震部が傾かないように設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤に対応 (コード部分の隙間が必要である) ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合 は取付不可	・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための 空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応 (ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・ 定格感度電流 30mA 以下である漏電ブレーカー が設けられている分電盤のみに作動する ・ アース線との接続又は 3端子コンセントに 差し込みが必要 ・ アース線 (線・ピン) は着脱式であり、 取付時に選択が可能	・ 延長コードや卓上電源タップには取付不可 ・ 本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断 するため、家全体の通電の遮断はできない。 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

電子申請▶
二次元コード



申込

● 申し込み に不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合
(要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整

コールセンターの番号から
お電話をさせていただきます。



取付訪問

(自己負担額は代引き)
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 区 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償 ☐ ヤモリ・・・1,800 円 ☐ zen 断+ (プラス)・・・3,500 円 ☐ ヤモリ・デ・セット・・・4,400 円 ☐ coco 断・・・5,800 円 ☐ スイッチ断ボールⅢ・・・2,000 円			
取付代行の希望 (coco 断は配送のみです。) ☐ 希望しない (配送) ☐ 希望する (要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳の交付を受けている ☐ 愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている ☐ 中学生以下			
取付希望日 (取付代행을希望の方)	投函日・送付日より 30 日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市内で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません (停電に備えたバッテリーを備えています)。 ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています (賃貸にお住まいの方のみ)。 ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。			

住宅が密集している
▶ 燃え広がりやすい



古い建物が多い
▶ 燃えやすい
▶ 倒壊して避難の妨げに

道が狭い 傾斜地
▶ 避難しにくい
▶ 消防車や救急車が入りにくい

重点対策地域・対策地域とは

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域を対策地域として指定し、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部



横浜市 地震火災対策のエリア

詳細は、こちらをご覧ください。



重点対策地域(不燃化推進地域)
対策地域

大地震

発生時、密集市街地では



のリスクが高まります。

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

横浜市では、令和7年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させています！

写真提供:神戸市

令和7年度以降に新規・拡充した個人・家庭向けメニュー

※重点対策地域の場合

新規メニュー

延焼火災から
命を守りたい

除却・建替え補助に加え、部分的な改修補助を新設

窓・扉の不燃化(防火)改修
上限100万円補助※



火災に強い窓
改修で
避難時間を確保

拡充メニュー

地震の出火を
防ぎたい

これまで補助率1/2だったものを拡充

通電火災を防ぐ
感震ブレーカーの
器具代全額補助※

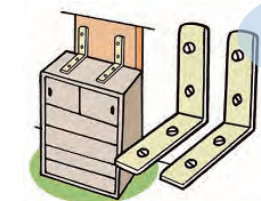


地震時に自動で
ブレーカーを落とし、
通電火災を防止

建築物の安全性を
確認したい

これまで器具の取付支援のみだったものを拡充

家具転倒防止器具の
器具代全額補助※



大きな家具の転倒
から命を守る

旧耐震住宅のみだった補助対象を拡充

平成12年5月以前の
木造住宅へ無料診断や
耐震改修補助



耐震補強で
家の倒壊を防ぐ

◀耐震補強工事の例

主な個人・家庭向け地震火災対策支援メニュー

- ※1 対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
- ※2 昭和56年5月以前に建築されたもの
- ※3 昭和56年6月～平成12年5月末に建築されたもの
- ※4 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

横浜市 地震火災対策支援メニュー



各支援メニューの詳細はこちらをご覧ください。

お悩み事

支援メニュー概要

※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先

市外局番は「045」です。

部分的に改修し
延焼火災から
命を守りたい



【建築物開口部不燃化等改修事業補助】⇒「お問合せ先」①
防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

上限額100万円
補助率3/4

※1の地域
上限額100万円
補助率2/3

燃えにくい
建築物を
建築したい



【建築物不燃化推進事業補助】⇒「お問合せ先」①
解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ
上限150万円(最大300万円)まで補助します。

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

老朽建築物
の解体したい



【住宅除却補助】⇒「お問合せ先」②
左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。
旧耐震基準(※2): 上限50万円
新耐震基準(※3): 一般世帯 上限20万円
非課税世帯(※4) 上限40万円

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

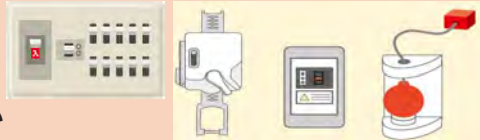
木造住宅
(平成12年5月末
以前に建築)
を耐震改修したい



【木造住宅耐震改修促進事業】⇒「お問合せ先」②
平成12年5月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。

一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯(※4) : 上限155万円

感震ブレー
カーを
取り付けたい

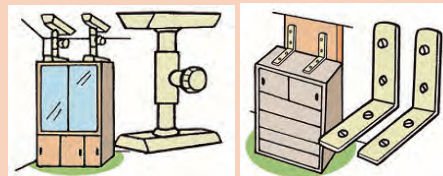


【感震ブレーカーの設置・取付支援】
「簡易タイプ」及び「コンセントタイプ」の器具代を全額又は一部補助し、自宅へ送付。
高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

器具代全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

家具転倒
防止器具を
取り付けたい



【家具転倒防災器具の設置・取付支援】
器具代を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

器具代全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

危険なブロ
ック塀を
改善したい



【ブロック塀等改善事業】
道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事
費用を補助します。

上限額 ①②併せて最大50万円

自宅前の
狭い道路
を拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(一般型)】
「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

補助対象(上限単価あり)→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費

建物の安全性を
確認したい

建物の耐火性や耐震性を確認したい

【木造住宅安全相談事業】⇒お問合せ先①
耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣
(重点対策地域及び※1の地域)

【木造住宅耐震診断士派遣】⇒お問合せ先②
耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣
(左記以外の地域)

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課
(耐震事業担当)
☎ 671-2943

株式会社アイヴィジット
☎ 0120-480-002
防災・危機管理統括本部
地域防災課
☎ 671-3456

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課(耐震事業担当)
☎ 671-2943